

沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（一般廃棄物の処理業許可又は再生利用業指定の申請手数料等）

第19条 法第7条第1項、第2項、第6項又は第7項の規定による一般廃棄物処理業の許可又は更新を受けようとする者は、その申請の際、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を1件ごとに納付しなければならない。

区 分	手数料	
	許 可	更 新
一般廃棄物収集運搬業	5,000円	5,000円
一般廃棄物処分業	5,000円	5,000円

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号又は第2条の3第2号に規定する再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物のみを収集し、運搬し、又は処分する業（以下「一般廃棄物再生利用業」という。）の指定又は更新を受けようとする者は、その申請の際、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を1件ごとに納付しなければならない。

区 分	手数料	
	指 定	更 新
省令第2条第2号の規定による一般廃棄物再生利用業	5,000円	5,000円
省令第2条の3第2号の規定による一般廃棄物再生利用業	5,000円	5,000円

3 前2項の規定により交付を受けた許可証又は指定証の再交付を受けようとする者は、その申請の際、再交付に係る手数料 500円をそれぞれ1件ごとに納付しなければならない。

4 既納の申請手数料は、還付しない。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

「提案理由」

一般廃棄物再生利用業の指定制度導入に伴い、指定に係る申請手数料を定めるほか、所要の改正を行うものである。